

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について (社会福祉士及び介護福祉士法)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できる。
☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、法制化されるまでは一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されていた。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができます。

☆具体的な行為については省令で規定

- ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で規定

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者で、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施。

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で規定

※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

—<対象となる施設・事業所等の例>

- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害者支援施設等（生活介護、グループホーム、等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）
- ・特別支援学校

※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

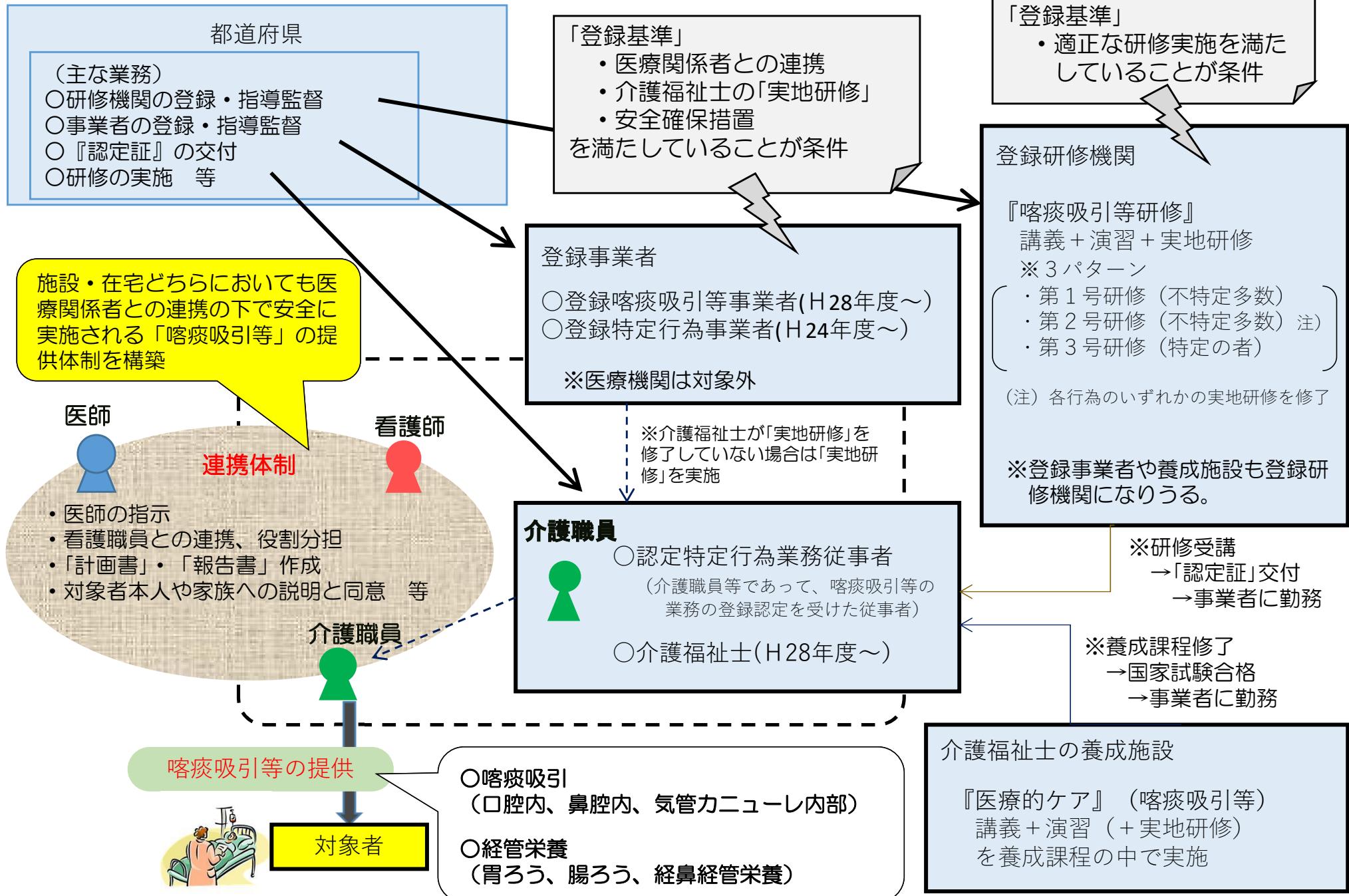
実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

（介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。）

○法制化前にたんの吸引等を実施している者が法制化後も引き続き当該行為を実施できるよう経過措置を整備

喀痰吸引等制度の全体像〔概要〕



事業者が喀痰吸引を実施するまでの流れ

登録特定行為事業者

①介護職員等（介護福祉士以外）の場合

介護職員等（介護福祉士以外）が、県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修（基本研修+実地研修）を修了し、研修修了証の交付を受ける。

②介護福祉士の場合

介護福祉士のうち実地研修を修了していない者は、県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修の実地研修を修了し、研修修了証の交付を受ける。

介護職員等が、研修修了証を添付の上、県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請し、交付を受ける。

事業所が、介護職員等の「認定特定行為業務従事者認定証」を添付の上、県に「**登録特定行為事業者**」の登録を申請し、登録を受ける。

医師の指示や看護師等との連携の下で喀痰吸引等を実施

登録喀痰吸引等事業者

事業所が県に「**登録喀痰吸引等事業者**」の登録を申請し、登録を受ける。

登録喀痰吸引等事業者において、介護福祉士に対し実地研修を実施し、研修修了証を交付する。

研修修了証の交付を受けた介護福祉士が、介護福祉士登録証に実地研修を修了した喀痰吸

※現在、沖縄県では登録喀痰吸引等事業者の登録申請を受け付けていません。

喀痰吸引等を提供するにあたっての留意事項

- 介護職員等の研修については、基本研修が免除となる場合でも、登録研修機関に研修を申し込みを行い、実地研修を進めてください。
- 介護職員等は、研修終了後、すみやかに県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を行ってください。
- 介護職員等が認定証の交付を受け、かつ従業先が事業者登録を済ませたうえで、医師の指示の下で喀痰吸引等の行為が実施できます。
- 事業所登録済みの事業所で、喀痰吸引等を行う介護職員等の変更場合は、事業者登録について「変更登録届」を提出してください。

〈参考〉 咳痰吸引等研修

- 第1号研修、第2号研修の基本研修は、介護福祉士養成課程の「医療的ケア」に相当。
- 「基本研修(講義+演習)+実地研修」の二段構成。

喀痰吸引等研修	不特定多数	<p>①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型 【第1号研修】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本研修</th> <th>+</th> <th>実地研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義 50H</td> <td>+ 各行為のシミュレーター演習</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基本研修		+	実地研修	講義 50H	+ 各行為のシミュレーター演習				
基本研修		+	実地研修									
講義 50H	+ 各行為のシミュレーター演習											
不特定多数	<p>②喀痰吸引及び経管栄養について、1つ以上5つ未満の必要な行為を行う類型 【第2号研修】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本研修</th> <th>+</th> <th>実地研修 (1つ以上5つ未満の必要な行為。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義 50H</td> <td>+ 各行為のシミュレーター演習</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基本研修		+	実地研修 (1つ以上5つ未満の必要な行為。)	講義 50H	+ 各行為のシミュレーター演習					
基本研修		+	実地研修 (1つ以上5つ未満の必要な行為。)									
講義 50H	+ 各行為のシミュレーター演習											
特定の者	<p>③実地研修を重視した類型 【第3号研修】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本研修</th> <th>+</th> <th>実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてのみ。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基本研修		+	実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてのみ。	講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間						
基本研修		+	実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてのみ。									
講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間												
介護福祉士の養成課程		<p>(登録研修機関)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本研修</th> <th>+</th> <th>実地研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義 50H</td> <td>+ 各行為のシミュレーター演習</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(登録喀痰吸引等事業者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実地研修</th> </tr> </thead> </table>	基本研修		+	実地研修	講義 50H	+ 各行為のシミュレーター演習			実地研修	
基本研修		+	実地研修									
講義 50H	+ 各行為のシミュレーター演習											
実地研修												

現在、沖縄県では登録喀痰吸引等事業者の登録申請は受付していない。

〈参考〉 咳痰吸引等研修～研修課程～

		(不特定多数の者対象)					(特定の者対象)							
		第1号研修／第2号研修					第3号研修							
		科目又は行為	時間数又は回数	1号	2号		科目又は行為	時間数又は回数						
1 基本研修	①講義	人間と社会	1.5	13 50H	○ ○	重度障害児・者の地域生活等に関する講義	2	9H	6					
		保健医療制度とチーム医療	2											
		安全な療養生活	4											
		清潔保持と感染予防	2.5				喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6						
		健康状態の把握	3											
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	11											
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8											
		高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10				緊急時の対応及び危険防止に関する講義	9H						
		高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8											
2 実地研修	②演習	口腔内の喀痰吸引	5回以上	○ ○		喀痰吸引等に関する演習	1							
		鼻腔内の喀痰吸引	5回以上											
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上											
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上											
		経鼻経管栄養	5回以上											
		救急蘇生法	1回以上											
		口腔内の喀痰吸引	10回以上		○	△	口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施						
2 実地研修		鼻腔内の喀痰吸引	20回以上		○	△	鼻腔内の喀痰吸引							
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上		○	△	気管カニューレ内部の喀痰吸引							
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上		○	△	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養							
		経鼻経管栄養	20回以上		○	△	経鼻経管栄養							

相談窓口
あります！

喀痰吸引等制度
喀痰吸引研修
事業者登録
わからないこと・知りたいことについて相談受付しています。
お気軽にご利用下さい。

沖縄県の喀痰吸引等制度のことが
まるごとわかる
ポータルサイトをご活用ください

<https://ikea.kukuruokinawa.com>

制度の概要、研修受講診断チャート、研修の流れ、登録研修機関一覧
申請書類ダウンロードリンクなど、お役立ち情報を掲載しています

個別相談会・説明会のお問合せ

一般社団法人 **Kukuru**

電話 098-888-5996

FAX 098-888-5997

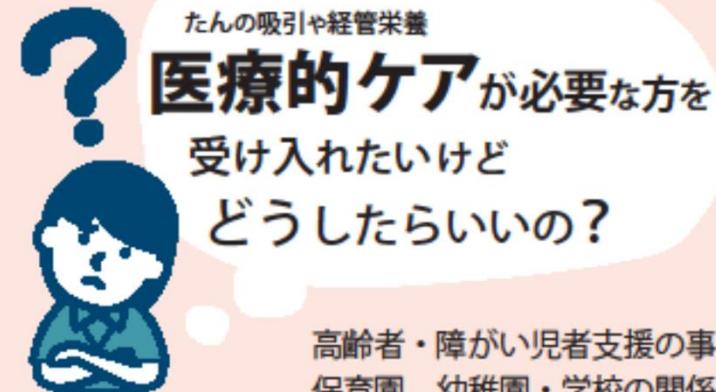
902-0072 那覇市真地 216-17

e-mail ikea@kukuruokinawa.com

<https://kukuruokinawa.com>



くくる 沖縄



研修のこと、申請書類のこと、なんでも相談

個別相談会



- 介護福祉士の資格がある職員は座学から？ 実地研修から？
- 1号と2号と3号は、どう違うの？
- 医療的ケアが必要な方を受け入れたいけどどうしたらいい？
- 研修は終えたけど、事業所としてはこの後、何をすればいいの？
- 私の事業所も、研修が開催できる登録研修機関になれるって、本当？

事業所によってお困り事も状況もさまざま。自事業所に合った制度の活用の仕方や、書類作成でわからない点など、ご相談いただけます。

喀痰吸引等制度ってなんだろう？
制度を知って活用する、はじめの一歩

オンライン説明会

高齢者・障がい児者を対象とする事業所、保育園、幼稚園・学校など、これから医療的ケアに関心のある方ならどなたでもご参加いただけます。

- どの回に参加してもOK（基本的に同じ内容です）
- 制度全体をわかりやすく解説
- 医療行為と医療的ケアの違い、研修の種類とその流れなど、はじめての方に知つてもらいたいポイントを紹介
- 質疑応答



令和6年度 沖縄県喀痰吸引等研修推進事業

喀痰吸引等制度の ぎもん・しつもん 個別相談会＆説明会

ご利用ください



申込から相談会までの流れ

右の QR コードから
申し込みフォームに
アクセスし、必要事
項を入力ください



Kukuruから、日程調整の連絡をいた
します

Kukuruから、オンライン会議室の
入室 URL 等をメールでお送りします

オンライン相談会の実施

説明会「喀痰吸引等制度はじめの一歩」

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 1回目 | 2024年 7月 11日 (木) 14:00～15:00 |
| 2回目 | 2024年 9月 24日 (火) 14:00～15:00 |
| 3回目 | 2024年 11月 12日 (火) 14:00～15:00 |
| 4回目 | 2025年 1月 14日 (火) 14:00～15:00 |

*基本的にオンラインで実施予定です。
*参加をご希望の方は、右のQRコードを
読み取り、参加申込フォームに入力く
ださい。

■ 上記の日程での参加が難しい方は
個別相談会をぜひご利用ください



オンライン相談会
申込フォーム

沖縄県への問い合わせ先

お問い合わせ事項	所管課	連絡先
1. 認定特定行為業務従事者認定証	福祉政策課	098-866-2177
2. 登録特定行為事業者登録		
(1) 介護保険法・老人福祉法上の事業所	高齢者介護課	098-866-2214
(2) 障害者総合支援法の事業所及び介護保険法・ 障害者総合支援法の両方にまたがる事業所	障害福祉課	098-866-2190
(3) 上記以外の事業所	福祉政策課	098-866-2177
3. 登録研修機関	福祉政策課	098-866-2177